

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成31年1月22日（火）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名： やまと自殺総合対策計画について

提出理由： やまと自殺総合対策計画を改定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・平成18年度、自殺防止と遺族等への支援の充実を図るため、自殺対策基本法（以下「法」という。）が制定され、翌年、国が推進すべき自殺対策の総合的な指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定された。
- ・本市は、平成19年度に県から都市部自殺対策推進モデル事業の指定を受け、県とともに自殺対策の取組を進める中で、平成20年度には、やまと自殺総合対策計画を策定、平成25年度に内容を改定し、先進的に自殺に関わる対策を行ってきた。
- ・平成28年度に法が改正され、都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。また、法改正をふまえ、国は平成29年度に大綱を改定し、県は平成30年度に「かながわ自殺対策計画」を策定した。
- ・こうした状況から、本市においても、さらなる自殺対策を推進するため、現計画を基本として内容を見直し、計画の改定を行う必要がある。

2. 計画の位置づけ

- ・法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」に位置付ける。
- ・また、健康都市やまと総合計画の個別計画とするとともに、大和市地域福祉計画、大和市障がい者福祉計画等、関連する他の計画と整合を図るものとする。

3. 計画の期間

- ・健康都市やまと総合計画前期基本計画の目標年次に合わせて、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)の5年間とする。

4. 計画改定の考え方

- ・大綱の趣旨である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であること」を基本認識として、自殺リスクにつながる要因を減らし、地域で生きるための包括的な支援を推進する計画とする。

- ・自殺の原因は健康問題や経済問題、家族や学校、職場の人間関係など、様々な要因が複雑に絡んでいることから、全庁的に自殺対策への理解や意識向上を図り、関係機関を含む組織の横断的な取組体制の強化が図られる内容とする。

5. 計画の施策体系等

(1) スローガン

ひとりにさせないいのちに寄り添いいのちを育むやまと

(2) 基本理念

「孤立させない地域づくり」「生きる力を引き出す支援」

(3) 計画の施策体系

- ・自殺対策に関わる本市の既存事業を「生きる支援関連施策」として改めて整理し、取組のより効果的な推進を図る。
- ・自殺対策推進に向けたナショナル・ミニマムとして、国が全国的に取組むよう示した5つの基本施策を定める。
 - ①地域におけるネットワークの強化
 - ②自殺対策を支える人材の育成
 - ③住民への啓発と周知
 - ④生きることの促進要因への支援
 - ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- ・加えて、地域の実態に合った効果的な計画とするため、本市の自殺の特徴をふまえた3つの重点施策を定める。

①高齢者対策

②生活困窮者対策

③こども・若者対策

(4) 計画の数値目標

- ・人口10万人あたりの自殺死亡者数である平成29年(2017年)の自殺死亡率14.5を、平成34年(2022年)までに12.3以下とする。

(5) 進行管理

- ・自殺対策庁内連絡会において、各施策の進捗状況や目標の達成状況について確認を行うとともに、PDCAサイクルを活用し、抽出された課題の解決を図りながら、必要に応じて事業等の見直しを行う。

経 過

- H20. 7 やまと自殺総合対策計画を策定
- H25. 10 やまと自殺総合対策計画を改定
- H30. 6～ 庁内連絡会での計画案の検討
- H30. 8 市民意識調査の実施

今後の予定

- H31. 1 市民意見公募手続の実施
- H31. 3 庁内連絡会へ計画を報告
やまと自殺総合対策計画の改定